

小坂町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂
小坂町

【目次】

1. 計画の策定にあたって	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 対象とする施設、インフラ施設.....	2
1.4 計画期間	2
2. 本町の公共施設等の現状	3
2.1 公共施設・インフラ施設の現状.....	3
2.1.1 公共施設.....	3
2.1.2 道路・橋りょう	7
2.1.3 上水道・下水道.....	8
3. 本町の公共施設等を取り巻く現状	10
3.1 人口の推移と将来推計	10
3.2 財政の現状分析	11
3.3 公共施設等の管理にかかる課題.....	15
3.3.1 費用対効果と施設の利用対象者.....	15
3.3.2 安全性の向上.....	15
3.3.3 施設管理における役割分担と費用負担.....	15
3.3.4 協働による施設の活用	15
4. 公共施設とインフラ施設の更新にかかる将来コスト	16
4.1 更新費用の算出方法.....	16
4.2 将来コストの推計.....	19
4.2.1 公共施設.....	19
4.2.2 道路・橋りょう	20
4.2.3 上水道・下水道.....	22
4.3 すべての公共施設・インフラ施設にかかる将来コスト	24
5. 公共施設等のマネジメント	26
5.1 現状や課題に対する基本認識	26
5.2 マネジメントの基本方針.....	26

5.2.1	公共施設の管理に関する基本方針.....	26
5.2.2	インフラ施設の管理に関する基本方針.....	27
5.3	マネジメントの実施方針.....	29
5.3.1	公共施設の管理に関する実施方針.....	29
5.3.2	インフラ施設の管理に関する実施方針.....	32
5.4	マネジメントの実行.....	34
5.4.1	マネジメントの実施体制.....	34
5.4.2	計画的・効率的な維持管理.....	35
5.5	施設分類別の基本方針.....	37
5.5.1	町民文化・社会教育系施設.....	37
5.5.2	スポーツ・レクリエーション系施設.....	37
5.5.3	産業系施設.....	38
5.5.4	学校教育系施設.....	38
5.5.5	子育て支援・保健福祉系施設.....	38
5.5.6	医療施設.....	39
5.5.7	行政系施設.....	39
5.5.8	町営住宅.....	40
5.5.9	公園.....	40
5.5.10	その他施設.....	40
5.6	インフラ施設の基本方針.....	41
5.7	地域ごとの公共施設等のあり方.....	41
5.8	公共施設の除却目標の設定と除却した場合の推計.....	42
5.9	フォローアップの実施.....	43

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の目的

小坂町においては、昭和40年代からの高度経済成長と行政サービスの拡大などを背景に、多くの施設が整備されてきました。公共施設が町民に提供する機能は、子育て支援、高齢者福祉、産業振興や文化・スポーツなど、多岐にわたっており、施設の機能に応じた利用がなされています。

長期的な人口減少に伴う税収の減少、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等義務的経費の増大などの財政的な課題を抱える中で、今後多くの施設が改修・更新時期を迎えることとなっており、多額の維持更新費用が必要になると見込まれます。

国においては、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能性を今後も確保していくための支援を実施するとしています。

本町においては、平成29年3月に「小坂町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に基づいて更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化を目指すとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指しています。この度、本計画を改訂し、今後も引き続き安心して利用できる公共施設等の管理・運営を図ります。

1.2 計画の位置づけ

国においては、急速に進行するインフラの老朽化対策として、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。これを受けて、平成26（2014）年4月の総務大臣通知では、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しています。こうした国の動向を踏まえ、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

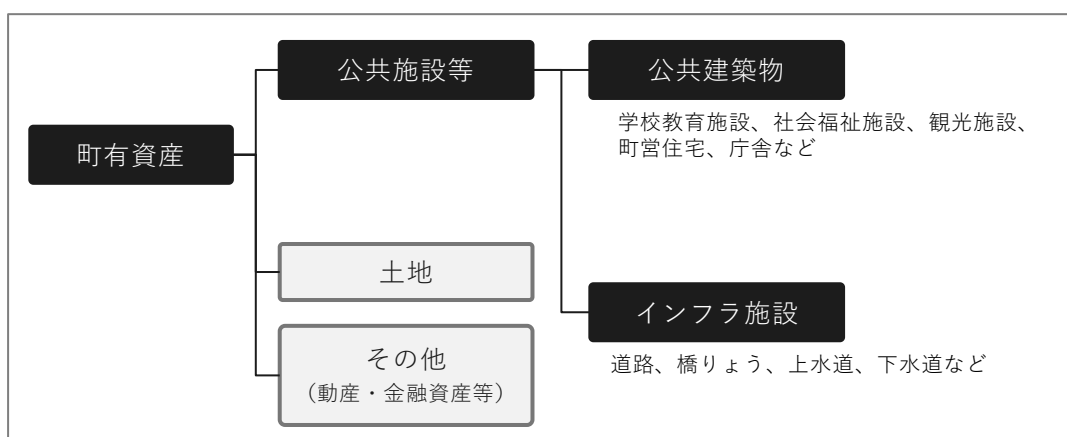
また、本計画は本町の最上位計画である「第6次小坂町総合計画」等の関連計画との整合を図るとともに、まちづくりの視点や財政的視点などを踏まえた公共施設等のあり方の方向性を定めるものです。

1.3 対象とする施設、インフラ施設

公共施設等総合管理計画は、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであることから、公共施設等の全体を把握する必要があります。

このため、町が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょうや上水道・下水道等のインフラ施設も対象とします。

図表 対象とする施設、インフラ施設



1.4 計画期間

この計画は、公共施設等の維持管理・更新費用を長期的な視点から見据えるため、平成28（2016）年度から令和27（2045）年度までの30年間を計画期間とする基本的な方策を示すものです。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 本町の公共施設等の現状

2.1 公共施設・インフラ施設の現状

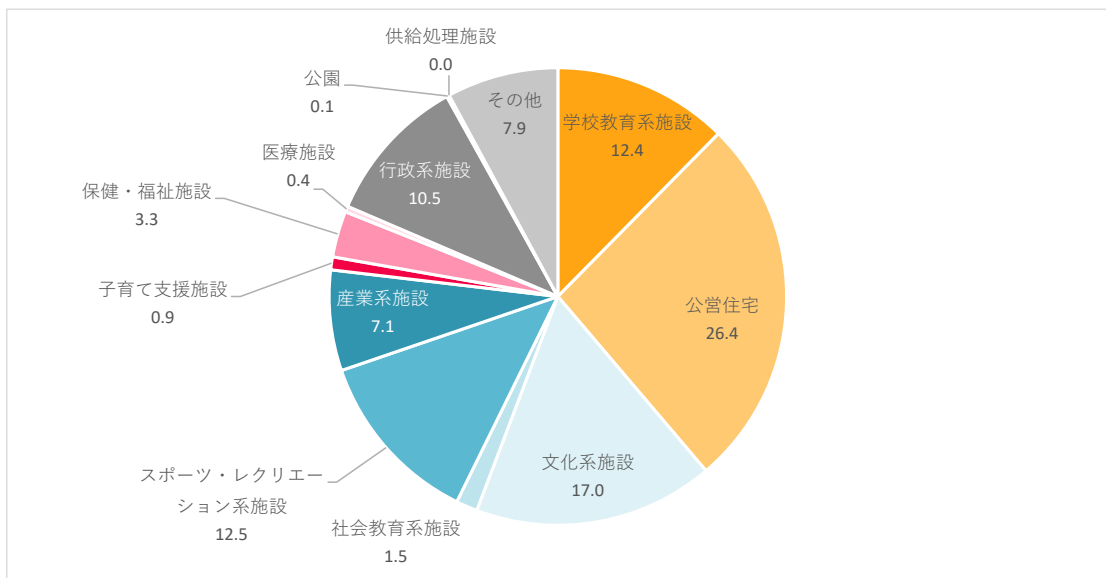
2.1.1 公共施設

令和3（2021）年度時点で、本町が所有する公共施設の総延床面積は約72,233㎡となっています（構造物を除く）。

建築用途別では、「公営住宅」が26.4%で最も多く、次いで「文化系施設」が17.0%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が12.5%と上位3つの施設の中でも、特に「公営住宅」が非常に大きな割合を占めています。

図表 建物面積の内訳（公共施設）

単位：%



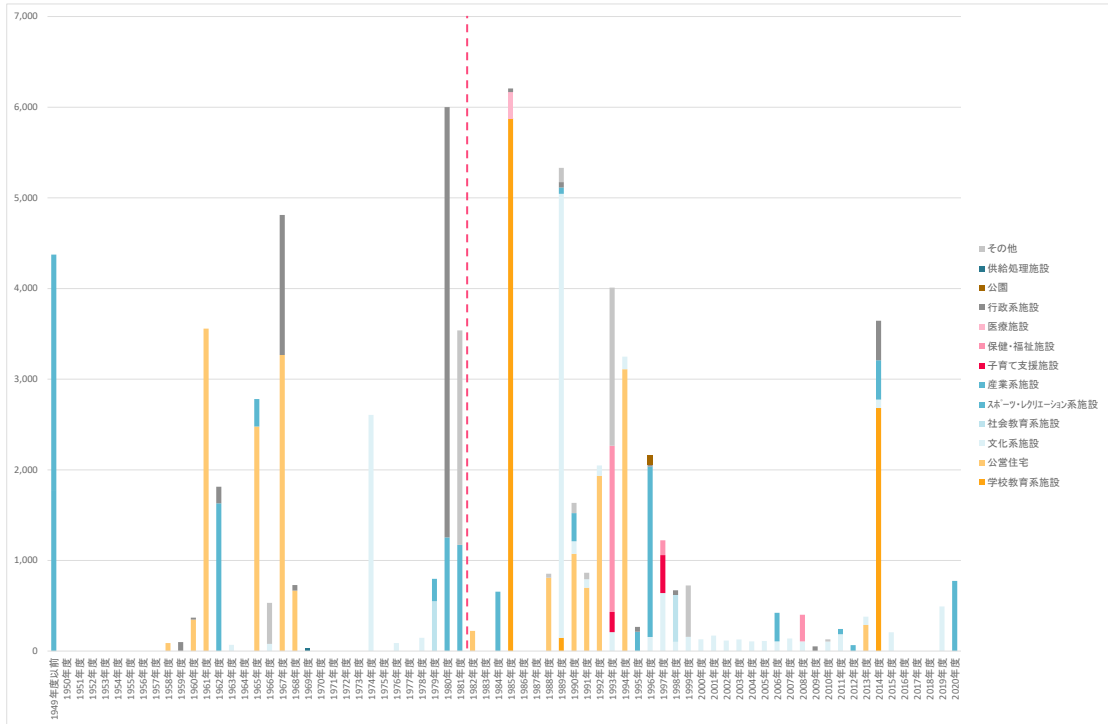
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

公共施設の整備延床面積の推移を見ると、複数のピークがあることがわかります。1960年代には公営住宅が多く整備されています。また、昭和55(1980)年には現在小坂町役場として利用されている旧小坂中学校校舎が建設されています。昭和56（1981）年以前に建設された建物は、耐震基準が変更される前のものであるため、大規模改修、建て替えが求められる可能性が高いものといえます。

旧耐震基準に基づいて建築されたものは、延床面積で見ると、全体の46.1%を占めており、既に耐震改修が完了しているものもありますが、耐震性能が不明な建物もあり、耐震診断や耐震化工事が求められます。長期的な視点から建物の活用、除却等を検討していく必要があります。

図表 公共施設の整備延床面積の推移

単位：㎡



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

なお、第1期小坂町公共施設等総合管理計画の計画期間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）においては、下記の施設を除却または譲渡しています。

図表 平成29（2017）年度～令和3（2021）年度において除却または譲渡した建物

建物名	延床面積（㎡）	建築年度（年度）
2号スキー場ヒュッテ	58.00	1967
小坂鉄道保線区倉庫	892.00	1907
向陽住宅	148.80	1963
七滝住宅	117.50	1965
中央公園公衆トイレ	20.00	1982
旧十和田小中教員住宅（※）	240.00	1990
旧十和田小中教員住宅	120.00	1981
つつじ平公衆浴場	70.00	1968
十和田出張所	72.00	1964
北あけぼの住宅の一部	369.6	1960～1962
南あけぼの住宅の一部	500.8	1962～1963
旧七滝小学校給食棟	224.84	1981

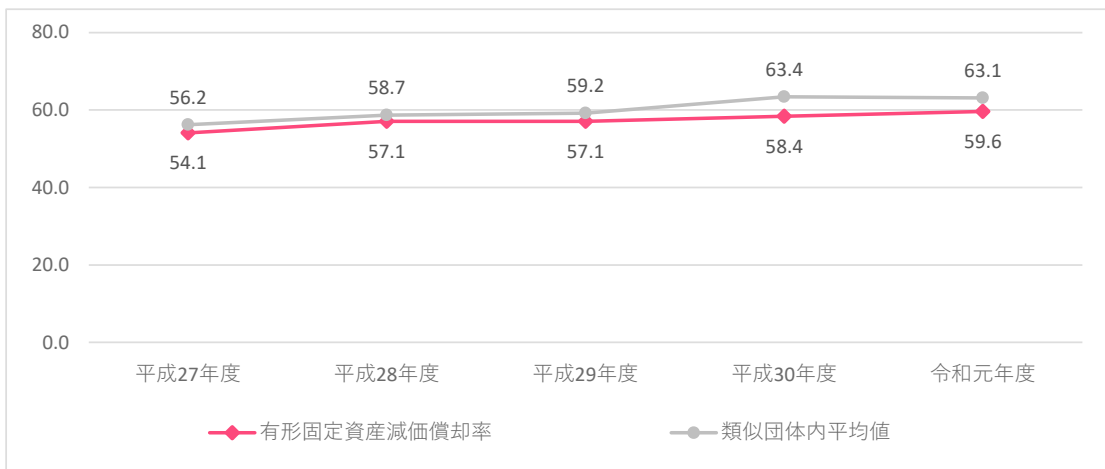
※「旧十和田小中教員住宅」は譲渡した建物。

有形固定資産の「減価償却率」は、町の資産の老朽化を示す値であり、この値が高くなるほど、近い将来に大規模修繕や改築・改修などを要する可能性が高くなると考えることができます。

本町の有形固定資産減価償却率は平成27年以降上昇が続いており、令和元年度には59.6%となっています。類似団体平均（63.1%）を3.5%下回っているほか、全国平均（63.4%）と比較しても、低い水準ではありますが、建物などの事業用資産減価償却率は60%を超えており、耐用年数を迎える施設・建物が多くなっていることがうかがえます。

図表 小坂町の有形固定資産減価償却率の推移

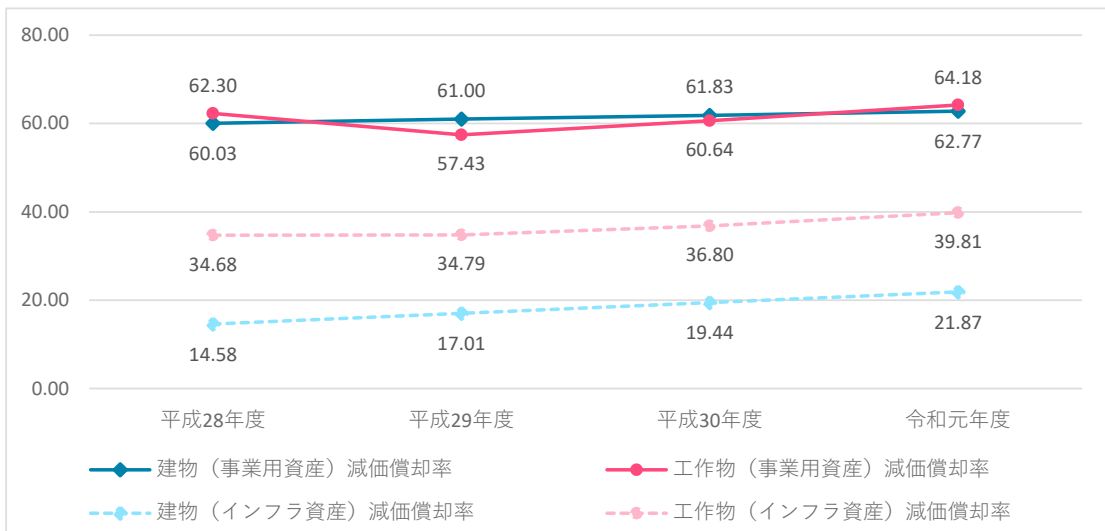
単位：%



資料：「令和元年度財政状況資料集」

図表 小坂町の有形固定資産の資産別減価償却率の推移

単位：%



資料：総務課

施設の電気料金の推移は以下のとおりです。街灯などの安全設備の費用も含んでいますが、年間で4,000万円以上の支出があることがわかります。

図表 電気料金の推移（令和元年度・令和2年度）

単位：千円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和元年度	3,809	3,603	3,054	3,190	3,561	3,248	3,670	2,832	4,229	4,730	4,603	4,752	45,280
令和2年度	3,523	3,435	3,048	2,942	3,168	3,273	3,104	2,944	3,200	4,089	4,241	4,403	41,369

資料：総務課

施設の水道料金の推移は以下のとおりです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和元年度末から令和2年度にかけて施設の利用が減少していたことがうかがえます。

図表 水道料金の推移（令和元年度・令和2年度）

単位：千円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和元年度	224	242	341	542	400	440	346	322	270	218	201	227	3,773
令和2年度	160	209	249	328	251	276	260	312	221	194	256	253	2,970

資料：総務課

施設の下水道料金は以下のとおりです。年間で130万円から150万円程度の支出が発生しています。

図表 下水道料金の推移（令和元年度・令和2年度）

単位：千円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和元年度	89	110	155	165	130	117	143	135	116	98	86	103	1,447
令和2年度	50	85	97	159	116	130	122	147	103	101	104	109	1,324

資料：総務課

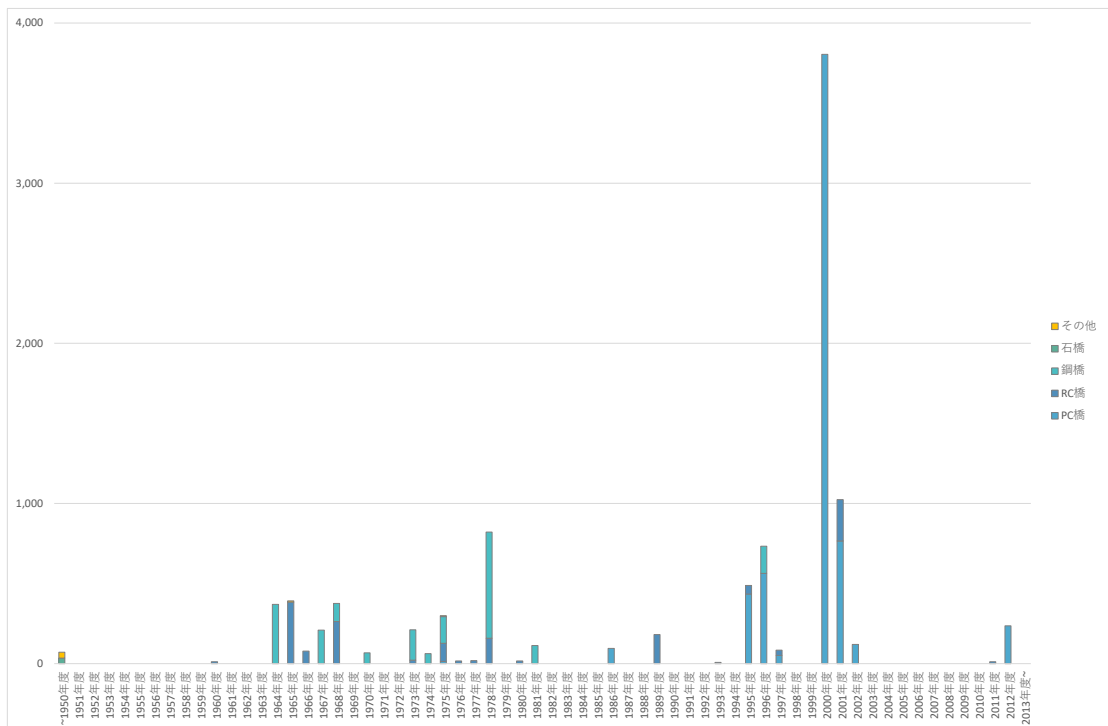
2.1.2 道路・橋りょう

令和3(2021)年度時点で、本町が管理する一般道路の総延長は157,066m、自転車歩行者道の総延長は9,784mとなっています。

また、本町が所有する橋りょうの面積は9,929㎡となっています。今後も耐用年数を迎える橋りょうがあることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。橋りょう調査の実施とその結果に基づく適切な対応が必要です。

図表 構造別、年度別に見た橋りょうの整備面積

単位：㎡



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

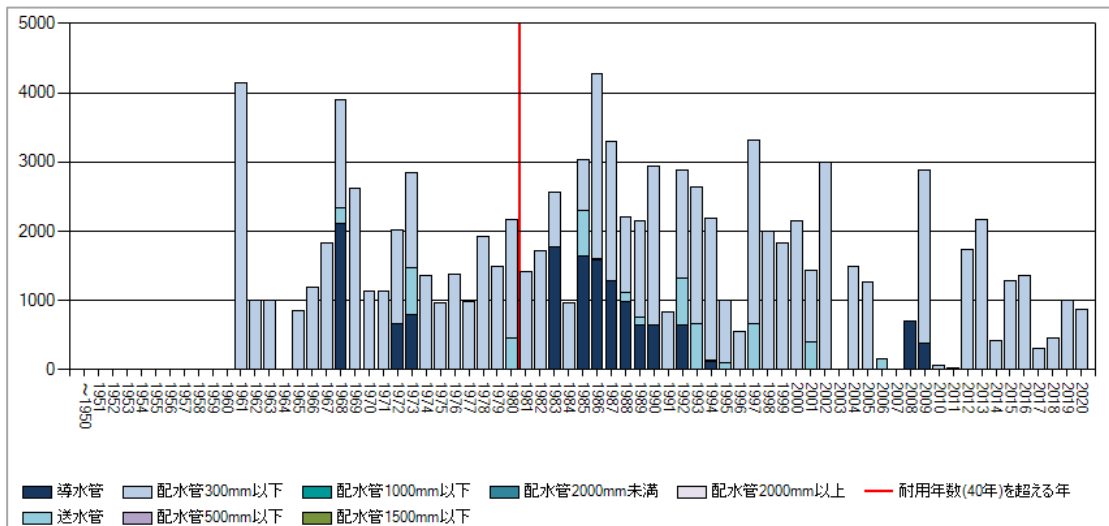
2.1.3 上水道・下水道

令和3（2021）年度時点で、本町が所有する上水道の総延長は98,511mであり、うち導水管は13,961m、送水管は4,977m、配水管は79,573mとなっています。上水道普及率は99.7%となっています。本町では、現在に至るまで給水区域の拡大を図るとともに、老朽化した管の更新と耐震管の整備を進めています。

今後対策していかなければならない水道管は主に昭和50（1975）年度以前に整備された導水管・配水管で、計画的な更新（耐震管への交換）や除却を進めていくことが求められます。

図表 年度別に見た上水道の整備延長

単位：m

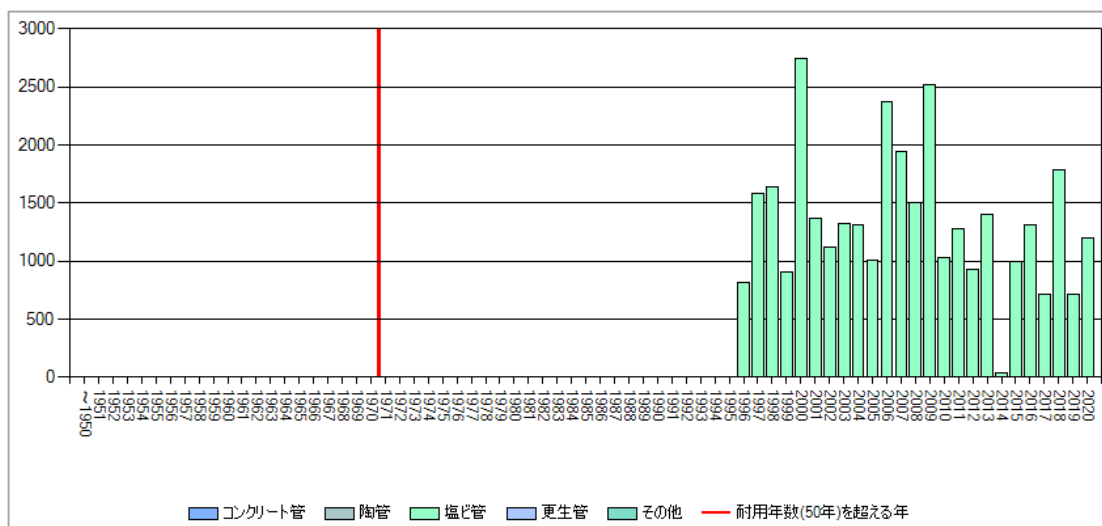


資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

また、本町が所有する下水道の総延長は33,550mとなっています。下水道普及率は73.4%、下水道接続率は78.6%となっています。下水道管は平成8（1996）年度以降に整備されているため、当面の間は早急に更新が必要となるものではありませんが、老朽化と人口減少の進行に合わせて計画的な更新と除却が必要となります。

図表 年度別に見た下水道の整備延長

単位：m



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

3. 本町の公共施設等を取り巻く現状

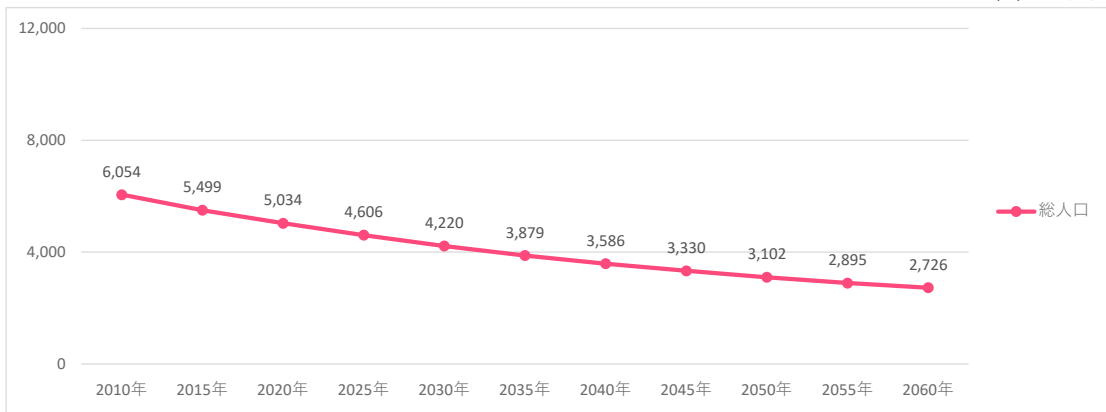
3.1 人口の推移と将来推計

本町は人口減少の一途にあります。昭和60（1985）年から平成2（1990）年にかけては小坂鉱山の閉鎖に伴う大幅な減少が見られ、その後も人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

平成28年3月に策定した「小坂町人口ビジョン」では、人口減少対策を推進した場合の将来人口推計として、令和27（2045）年における人口を3,330人と見込んでいます。今後も人口減少対策を推進していくことが求められますが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる小坂町としていくために、町民の暮らしを支える公共施設、インフラ施設の管理を計画的に行っていく重要性が強まっています。

図表 「小坂町人口ビジョン」に基づく本町の総人口推計

単位：人



資料：「小坂町人口ビジョン（平成28年3月）」

3.2 財政の現状分析

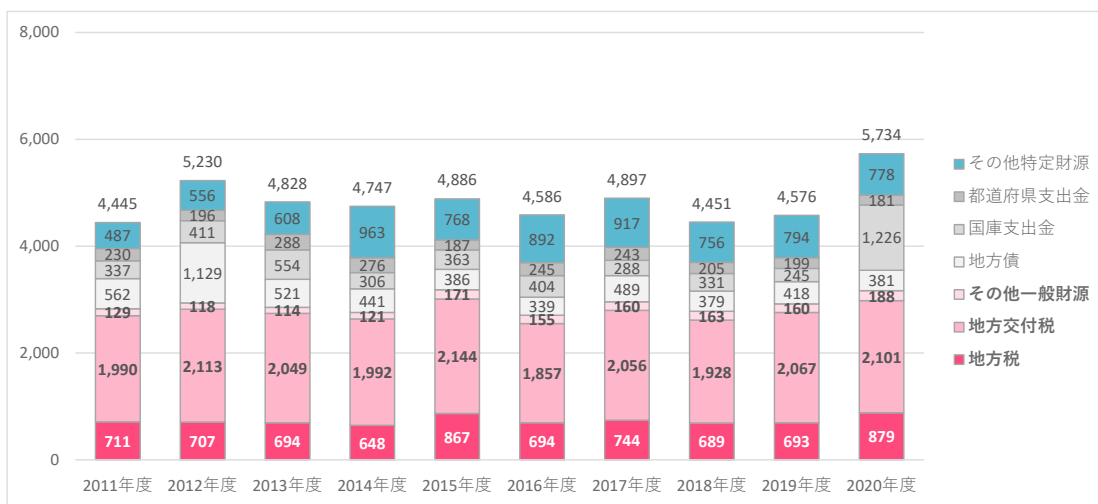
過去10年間における本町の普通会計における歳入決算額の推移は以下のとおりです。

歳入全体として、平成24（2012）年度以降はわずかに減少傾向が見られましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策等による国庫支出金がやや増加しています。

本町の歳入のうち、財源の用途が特定されず、どのような経費にも利用することができる一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源の合計）の推移を見ると、過去10年では30億円前後で推移しており、ほぼ横ばいの状態です。地方交付税等の依存財源の影響が大きいため、今後も引き続き財源確保に努める必要があります。長期的には、人口がさらに減少していく見込みとなっていることから、今後は一般財源の減少可能性も視野に入れる必要があります。

図表 本町の歳入決算額の推移（普通会計決算）

単位：百万円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 本町の歳入決算額の推移（普通会計決算／過去5年分）

単位：千円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
一般財源	2,705,871	2,959,705	2,780,278	2,919,257	3,167,711
地方税	694,441	743,532	689,244	692,903	878,509
地方交付税	1,856,534	2,055,843	1,928,303	2,066,771	2,100,918
その他一般財源	154,896	160,330	162,731	159,583	188,284
特定財源	1,880,302	1,937,431	1,670,768	1,656,871	2,566,412
地方債	339,495	489,289	378,956	418,375	381,427
国庫支出金	403,953	288,006	331,055	245,297	1,225,957
都道府県支出金	244,925	242,713	204,788	199,410	181,040
その他特定財源	891,929	917,423	755,969	793,789	777,988
歳入合計	4,586,173	4,897,136	4,451,046	4,576,128	5,734,123

資料：総務課

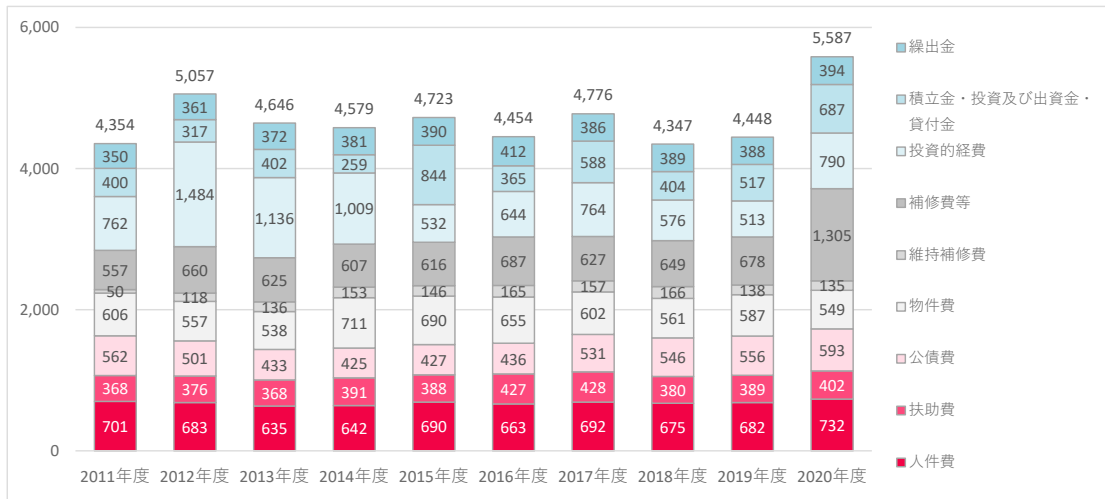
過去10年間における本町の普通会計における歳出決算額の推移は以下のとおりです。本町では、平成22（2010）年度以降の財政状況について、町公式Webサイトで健全化判断比率等の財政指標等を公表しています。

令和元（2019）年度までは歳入の減少に伴い、歳出も減少傾向が続いています。人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）について見ると、既に減少局面を終え、横ばいで推移しています。全歳出に占める義務的経費の割合は令和元（2019）年度で36.6%、令和2（2020）年度で約30.9%となっています。総務省が発行する「令和3年版地方財政白書」では、全国で5割前後となっていることから、本町の義務的経費は非常に低い水準であることがわかります。今以上の義務的経費の軽減は非常に難しいと考えられます。

義務的経費が増加すると、町独自の施策に使うことができる予算が少なくなります。維持補修費は義務的経費を除いた歳出（裁量的経費）から支出されているため、少子高齢化と人口減少が進行すると、公共施設や道路等のインフラ施設の改修が進まず老朽化し、安全に利用することができなくなる恐れがあります。

図表 本町の歳出決算額の推移（普通会計決算）

単位：百万円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 本町の歳出決算額の推移（普通会計決算／過去5年分）

単位：千円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
消費的経費	662,770	691,694	674,649	682,321	732,473
人件費	655,035	602,346	560,970	586,747	548,762
物件費	164,873	156,948	166,423	138,131	134,622
維持補修費	426,553	427,541	380,433	388,608	401,538
扶助費	687,077	627,470	649,060	678,363	1,305,450
補助費等	2,596,308	2,505,999	2,431,535	2,474,170	3,122,845
投資的経費	644,196	764,489	576,242	512,935	790,016
公債費	435,612	530,673	546,165	556,233	593,480
積立金・投資及び出資金・貸付金	365,461	588,383	403,785	516,679	686,531
繰出金	411,930	386,233	389,229	387,624	394,260
歳出合計	4,453,507	4,775,777	4,346,956	4,447,641	5,587,132
義務的経費	1,524,935	1,649,908	1,601,247	1,627,162	1,727,491

資料：総務課

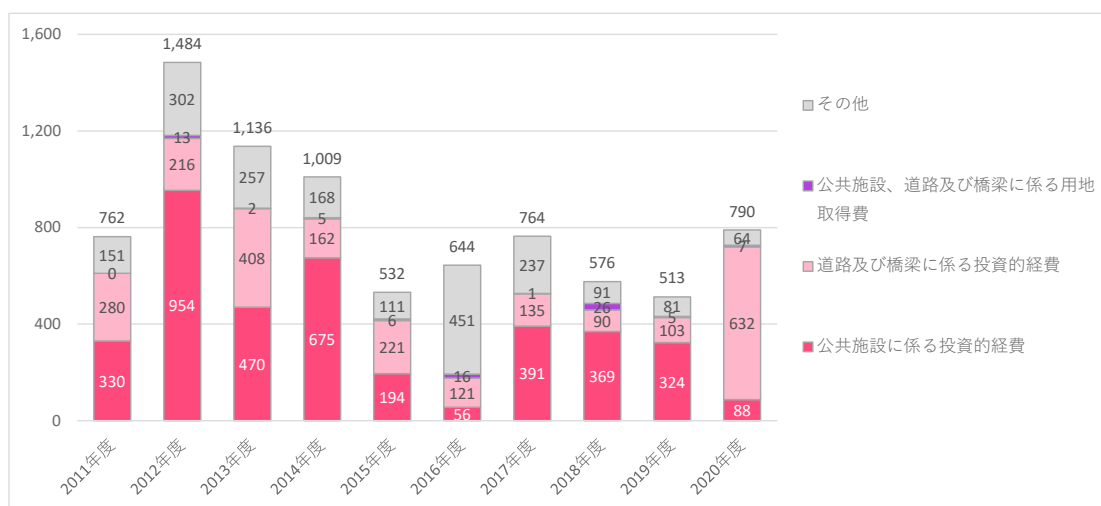
過去10年間における投資的経費の内訳と推移は以下のとおりです。本町では、大幅な金額を要する建物の維持補修や新規整備に要した費用を「投資的経費」として計上しています。

本町では、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度にかけて、比較的多額の投資的経費を計上しています。年度によって上下していますが、公共施設等の修繕や改修にも補助事業等が利用されており、必ずしも町単独ですべての経費を賄っているわけではありません。

今後、補助メニューの縮小や条件の厳格化などが生じた場合、こうした補助事業は利用できなくなる可能性もあり、必要な補助が十分に受けられるよう、入念な調査と準備が必要です。さらに、除却等に向けても、公共施設等総合管理基金などの積み立てを行いながら、十分に対応できるようにしなくてはなりません。維持・補修及び除却の計画的な実施が今まで以上に求められています。

図表 本町の投資的経費の内訳と推移（普通会計決算）

単位：百万円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 本町の投資的経費の内訳と推移（普通会計決算／過去5年分）

単位：千円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
投資的経費	644,196	764,489	576,242	512,935	790,016
公共施設に係る投資的経費	55,915	391,137	369,195	323,854	87,591
道路及び橋りょうに係る投資的経費	120,930	135,052	89,567	103,179	632,130
公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費	16,284	979	26,431	5,337	6,640
その他	451,067	237,321	91,049	80,565	63,655

資料：総務課

3.3 公共施設等の管理にかかる課題

公共施設等の管理にかかる課題として以下のようなものが想定されています。

3.3.1 費用対効果と施設の利用対象者

各施設においては、置かれた環境や利用状況によって老朽化の進行度は様々です。今後は人口減少により、施設利用者全体が減少していくと見込まれることから、今後も長期にわたって利用していくことが見込まれ、対応の優先度の高い施設から更新を進めていく必要があります。更新にあたっては、各施設の公共性・必需性を十分に考慮する必要があります。

3.3.2 安全性の向上

防災拠点や指定避難所等はもちろんのこと、災害時においても安全に利用できることは、これからの施設に求められる機能の1つといえます。個別の施設のみで考えるのではなく、各施設とも連携しながら、あらゆる災害に十分に対応できるような性能を備える必要があります。

3.3.3 施設管理における役割分担と費用負担

集会施設など、施設によって、利用者が限定されるものがあります。地域によっては人口減少により、利用者の減少及び維持費負担の増加が見込まれます。地域間の公平性を確保しつつも、地域の利便性確保に向けて取り組む必要があります。

3.3.4 協働による施設の活用

遊休施設は現在、普通財産として管理を行っています。一部施設は倉庫などとして利用されていますが、利用がなされていないものもあります。こうした遊休施設は人口減少により、今後も増えていく可能性が高いと見込まれます。

遊休施設は放置しておく、老朽化が進み、建材が飛散するなどにより施設周囲に被害を与える可能性があります。遊休施設については行政だけではなく、住民や団体、企業等とも連携しながら活用手法について探っていく必要があります。活用が図れない施設については、危険性の除去のため、除却を行っていく必要があります。

4. 公共施設とインフラ施設の更新にかかる将来コスト

4.1 更新費用の算出方法

ここでは、本町が保有する公共施設とインフラ施設にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、平成24（2012）年度に財団法人地域総合整備財団が提供したアプリケーションソフトを利用しています。

単価や更新年次は平均的、一般的なものであり、本推計はあくまで目安として示されるものであるため、実際にかかる費用を示すものではありません。また、構造物は推計に含まれていません。

〈公共施設・インフラ施設の修繕・更新等にかかる更新費用の算出〉

公共施設に関する試算では、試算ソフトに準じ、施設の大分類ごとに、建て替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね15年であることから、2回目の改修である建築後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えるものと仮定します。更新単価については、以下のとおりです。

図表 公共施設の更新単価

	更新（建て替え）	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円／㎡	25 万円／㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円／㎡	20 万円／㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円／㎡	17 万円／㎡
公営住宅	28 万円／㎡	17 万円／㎡

道路の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

図表 道路の更新単価

	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円／㎡

橋りょうの試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

図表 橋りょうの更新単価

	耐用年数	更新単価
PC 橋 ⁱ	60 年	425 千円／㎡
RC 橋 ⁱⁱ		425 千円／㎡
鋼橋		500 千円／㎡
石橋		425 千円／㎡
木橋		425 千円／㎡

上水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。また、水道処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、下表のとおりです。

図表 上水道の更新単価

	管径	耐用年数	更新単価
導水管・送水管	300mm 未満	40 年	100 千円／m
	300～500mm 未満		114 千円／m
	500～1,000mm 未満		161 千円／m
	1,000～1,500mm 未満		345 千円／m
	1,500～2,000mm 未満		742 千円／m
	2,000mm 以上		923 千円／m

ⁱ 「PC 橋」とは、鉄筋コンクリート（RC）よりも丈夫な「プレストレスト・コンクリート（Prestressed Concrete）」を使用した橋りょうのこと。

ⁱⁱ 「RC 橋」とは、鉄筋コンクリート（Reinforced-Concrete）を使用した橋りょうのこと。

	管径	耐用年数	更新単価
配水管	50mm 以下	40 年	97 千円 / m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		
	200mm 以下		
	250mm 以下		100 千円 / m
	300mm 以下		103 千円 / m
	350mm 以下		106 千円 / m
	400mm 以下		111 千円 / m
	450mm 以下		116 千円 / m
	500mm 以下		121 千円 / m
	550mm 以下		128 千円 / m
	600mm 以下		142 千円 / m

下水道の試算については、年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、以下のとおりです。

図表 下水道の更新単価

	耐用年数	更新単価
250mm 以下	50 年	61 千円 / m
251mm～500mm 以下		116 千円 / m
501mm～1,000mm 以下		295 千円 / m
1,001mm～2,000mm 以下		749 千円 / m
2,001mm～3,000mm 以下		1,680 千円 / m
3,001mm 以上		2,347 千円 / m

4.2 将来コストの推計

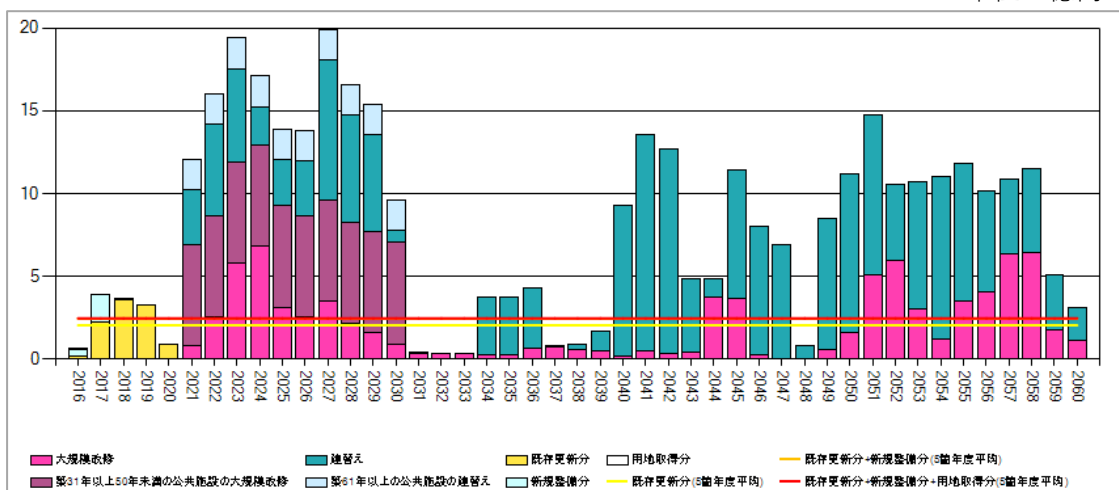
4.2.1 公共施設

今後本町が保有する公共施設の更新費用を推計すると、40年間の更新費用総額は約361.5億円、1年あたりでは約9.0億円と見込まれています。直近5年間における投資的経費の平均は2.5億円程度であり、3.6倍程度の費用が必要であると見込まれています。

今後10年間は大規模改修のピークを迎えるほか、2040年以降は建て替えが必要になると見込まれることから、施設の集約化や複合化、除却などを積極的に行い、施設総量の削減と施設利用・管理の効率化を図っていく必要があります。

図表 公共施設にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 公共施設にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度	20,998	34,917	10,210	66,125
2017年度	227,637	163,500	0	391,137
2018年度	364,677	4,518	0	369,195
2019年度	323,854	0	0	323,854
2020年度	87,591	0	0	87,591
平均	204,951	40,587	2,042	247,580

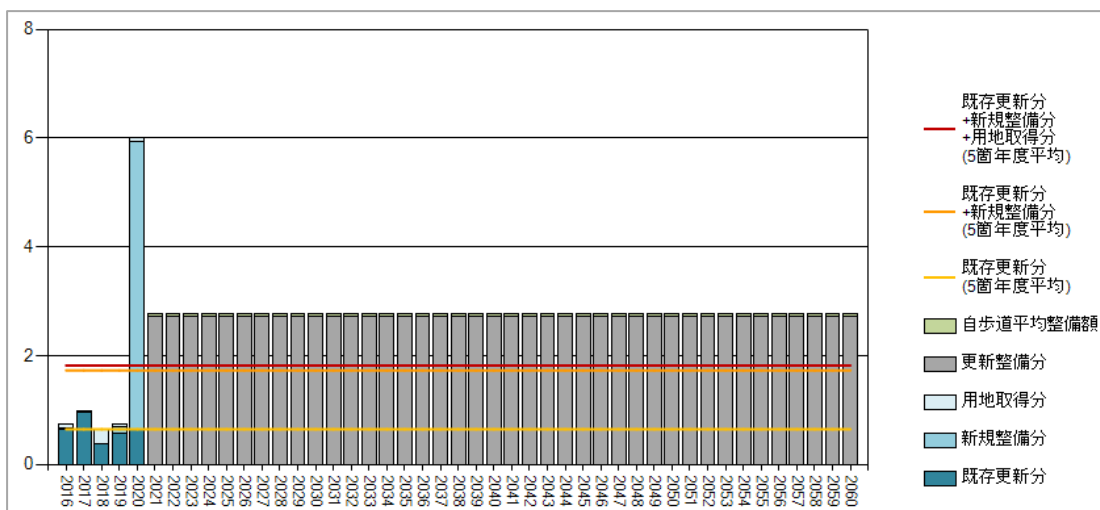
資料：総務課

4.2.2 道路・橋りょう

今後道路を更新していくにあたり、必要とされる更新費用は以下のグラフのとおりです。今後40年間では約111.3億円、1年あたりで約2.8億円が必要とされています。

図表 道路にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 道路にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

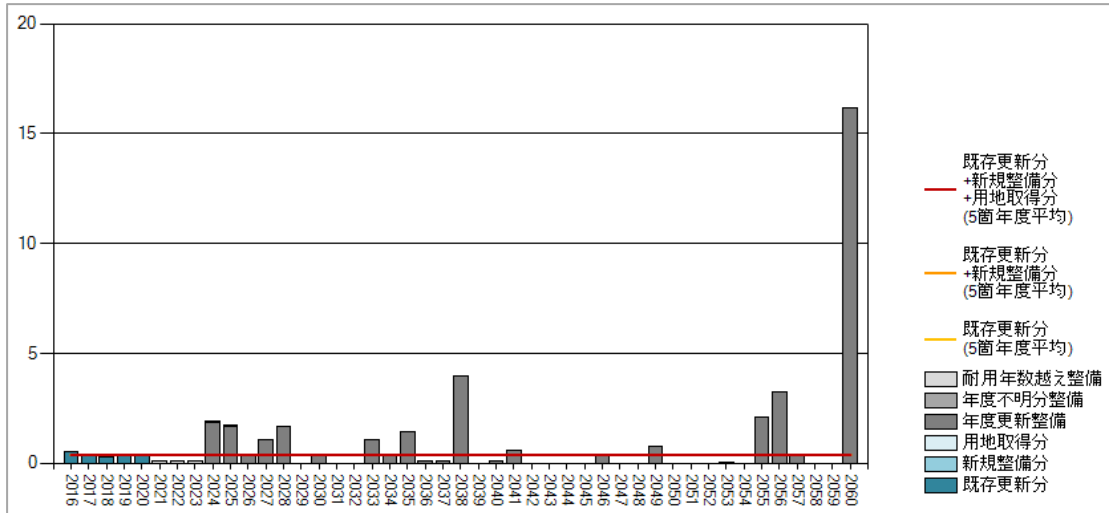
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度	66,555	1,257	6,074	73,886
2017年度	96,928	0	979	97,907
2018年度	37,642	0	26,431	64,073
2019年度	58,173	10,225	5,337	73,735
2020年度	64,684	530,118	6,640	601,442
平均	64,796	108,320	9,092	182,209

資料：建設課

また、橋りょうにかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。
 今後の40年間で必要とされる更新費用は約37.9億円、1年あたりでは約0.9億円となっています。

図表 橋りょうにかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 橋りょうにかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度	53,118	0	0	53,118
2017年度	38,124	0	0	38,124
2018年度	26,114	0	0	26,114
2019年度	34,781	0	0	34,781
2020年度	37,328	0	0	37,328
平均	37,893	0	0	37,893

資料：建設課

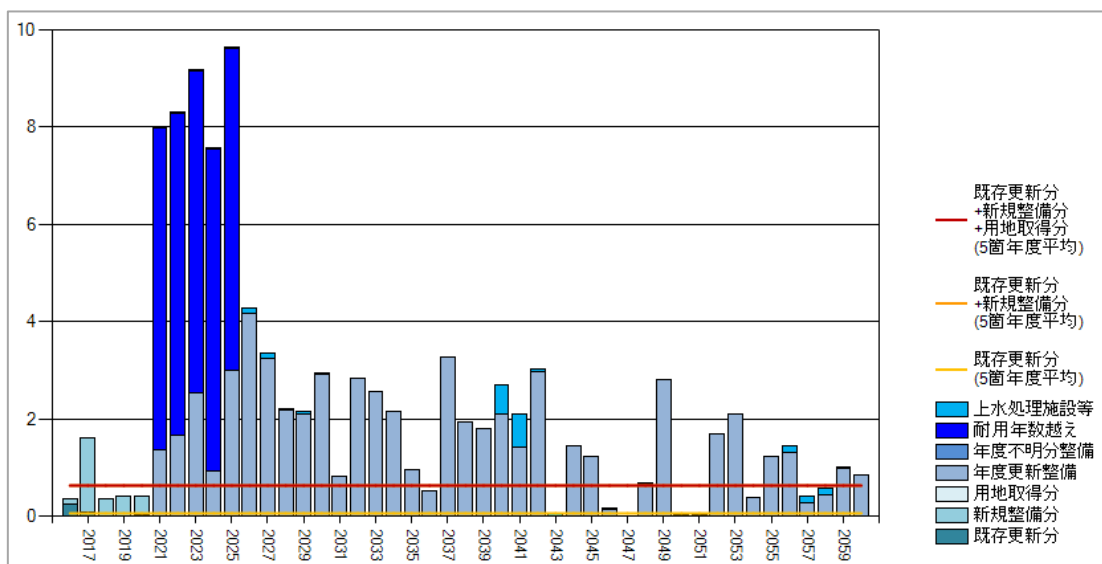
4.2.3 上水道・下水道

上水道の更新にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。今後40年間で98.8億円程度、1年あたりでは2.5億円程度を要することが見込まれています。直近5か年における上水道の投資的経費の平均は0.6億円程度であり、現在の4倍程度の経費を要することが見込まれます。

現時点においても、既に耐用年数を越えた水道管も含まれていると考えられ、管路の長寿命化や水道施設内の設備の長寿命化による更新費用の平準化が求められます。また、人口減少を見据えた長期的な視点に基づく更新・除却を進めていく必要があります。

図表 上水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 上水道にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度	24,863	11,973	0	36,836
2017年度	8,392	154,727	0	163,119
2018年度	0	37,931	0	37,931
2019年度	0	40,796	0	40,796
2020年度	3,300	38,739	0	42,039
平均	7,311	56,833	0	64,144

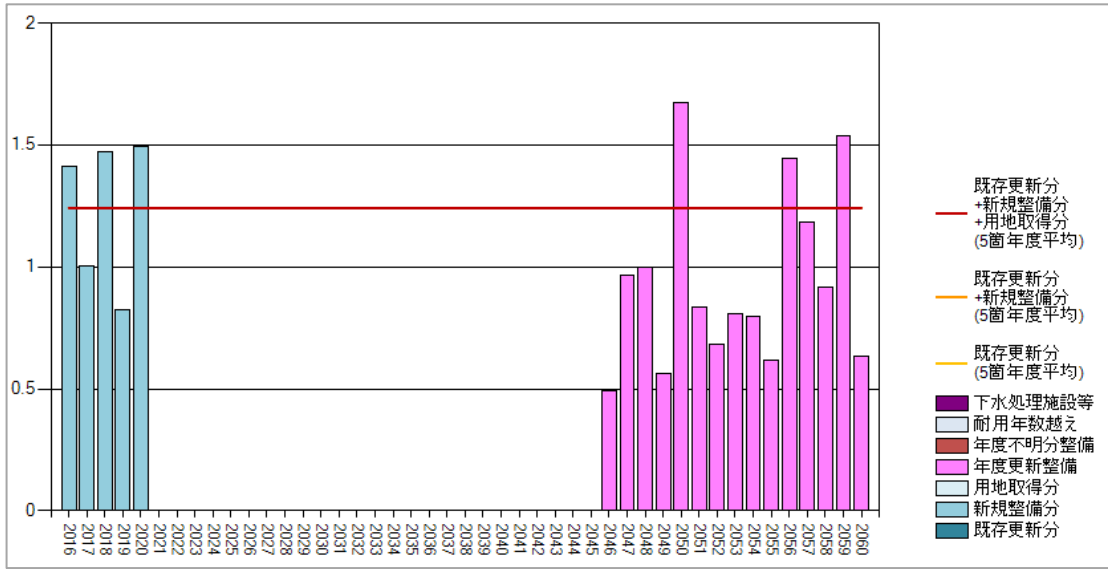
資料：建設課

下水道にかかる更新費用は、以下のグラフのとおりです。

今後40年間で28.7億円程度、1年あたりでは0.7億円程度を要すると見込まれています。比較的近年に整備された下水道管が多いため、早急に対処しなければならないものはほとんどないと見込まれていますが、令和28（2046）年頃から始まる更新を見据えた備えが必要です。

図表 下水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 下水道にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度	0	141,294	0	141,294
2017年度	0	100,574	0	100,574
2018年度	0	147,192	0	147,192
2019年度	0	82,558	0	82,558
2020年度	0	149,273	0	149,273
平均	0	124,178	0	124,178

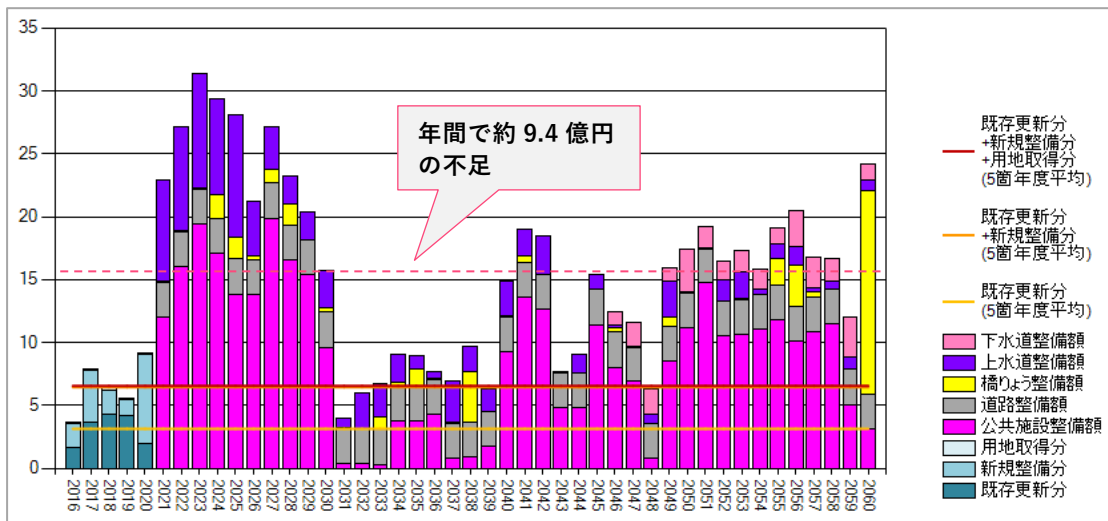
資料：建設課

4.3 すべての公共施設・インフラ施設にかかる将来コスト

今後40年間に本町が保有する公共施設、インフラ施設のすべてを維持し続けた場合の必要コストを算出すると、約638.2億円、1年あたりでは約16.0億円を必要とすることが見込まれます。直近5年間における投資的経費の平均は約6.6億円であったことを考慮すると、1年あたりでは2.4倍程度の費用が必要となります。

図表 すべての公共施設・インフラ施設を維持した場合の更新費用の推計

単位：億円



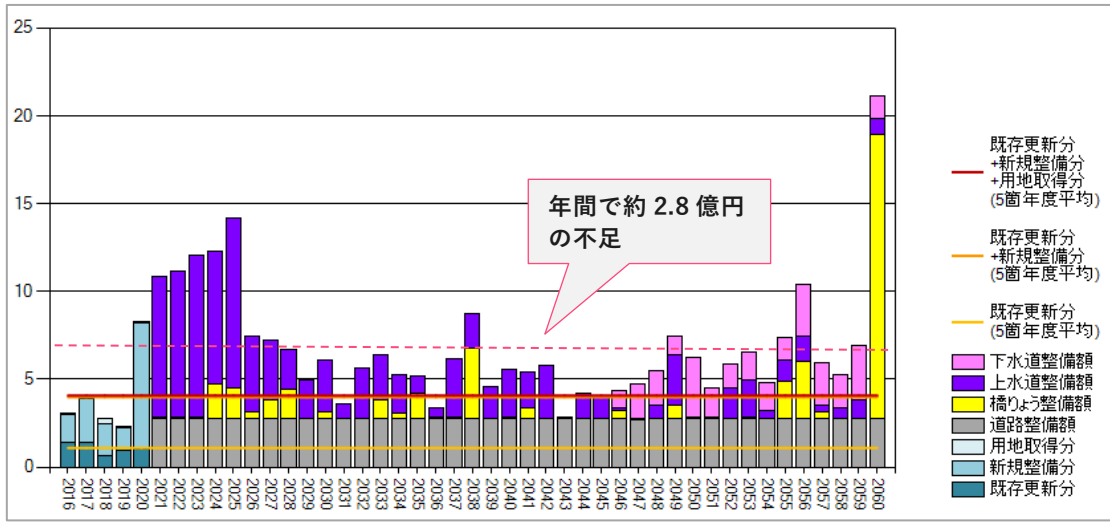
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

インフラ施設に限定すると、今後40年間に必要な整備額は約276.8億円、1年あたりでは約6.9億円となります。直近5年間の投資的経費の平均(約4.1億円)の1.7倍程度を要すると見られ、今後すべてのインフラ施設を維持していくことは厳しい状況にあることがうかがえます。

また、本計画に含まれていない公共施設等の更新・新規整備を行った場合、将来的に必要なコストはさらに増加します。

図表 すべてのインフラ施設を維持した場合の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

5. 公共施設等のマネジメント

5.1 現状や課題に対する基本認識

少子高齢化や人口減少、これに伴う扶助費の増大と一般財源の縮小など、本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。町民の安全な暮らしを守る基盤である公共施設及びインフラを今後も維持していくうえでは、より効率的な施設運営が求められるだけでなく、施設の縮小や除却など、長期的な視点に立った管理が求められます。

町民の視点から、求められる機能を満たしつつ、その生活を支え、豊かにする施設やインフラを目指し、引き続き基本方針コンセプトを「**公共施設全体の最適化と持続可能な財政運営との両立**」とします。

5.2 マネジメントの基本方針

5.2.1 公共施設の管理に関する基本方針

従来の子防保全ⁱⁱⁱ・長寿命化を中心とする取り組みは、費用平準化で一定の効果は期待できるものの、更新問題（財源不足）を解決するまでの効果は期待できません。そのため、マネジメントの基本方針を町の「公共施設再編成の基本方針」を継承する「総量の削減」、「既存施設の有効活用」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量削減を最優先に考え、そのうえで子防保全・長寿命化などの様々な取り組みを計画的に推進します。

【基本方針1】総量の削減

推計結果によると、今後40年間で要する更新費用は638.2億円、1年あたりでは16.0億円となっています。人口の減少、特に生産年齢人口の減少による収収減等により、これまでと同水準の投資的経費を維持することさえ難しくなることが予想されます。

このため、効果的・効率的な管理運営や長寿命化の取り組みを推進することで所要財源を圧縮しつつ、公共施設の削減幅を抑制します。令和27(2045)年度までに公共施設の延床面積の20%程度を削減することを目指します。

ⁱⁱⁱ 「子防保全」とは、損傷が軽微な段階で子防的に修繕等を実施し、機能の保持・回復を図る管理手法を指す。

【基本方針 2】 既存施設の有効活用

公共施設の設置場所や利用時間及び物理的・構造的な面から、稼働率が低い、または維持管理コストが高い公共施設に対しては、これまでの利用形態及び運営形態の改善、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

【基本方針 3】 効果的・効率的な管理運営

ファシリティ・マネジメント^{iv}の取り組みを強化するとともに、町民ニーズの動向把握に努め、公共施設の運営を効率的な管理運営に改善し、町民ニーズの充足度を高めます。

また、必要性の高い公共サービスを提供する公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

5.2.2 インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設は、町民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラ施設としての機能を維持していくためには、厳しい財政状況の中であっても、施設の縮減や廃止は現実的ではありません。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安心・安全の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。

社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、ライフサイクルコスト^vの縮減を図るために、安全性を確保したうえで、業務の見直しによる管理費の縮減や、所定の機能を維持しながら施設を長持ちさせることを実現します。

^{iv} 「ファシリティ・マネジメント」とは、公共サービスの向上・維持に努めつつ、適切な施設運営・管理を行うこと。

^v 「ライフサイクルコスト」とは、建物の設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分まで、建物が必要とするすべての費用を指す。

【基本方針 1】 社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や、社会経済情勢の変化により、インフラ施設に求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられます。

そのため、老朽化対策の検討に際しては、防災機能の強化やユニバーサルデザイン^{vi}の導入など、社会の要請に応じた機能への対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づき、インフラ施設の適正な規模と配置を図ります。

【基本方針 2】 安心・安全の確保

インフラ施設は、町民生活や経済活動を支える基盤であり、施設の安全性や信頼性の確保は非常に重要となっています。

そのため、予防保全型の維持管理に努め、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行い、事故や突発的な不具合を未然に防止することで、施設の安全性を確保し、機能を長く良好な状態を保持させます。

【基本方針 3】 中長期的なコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラ施設の機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

^{vi} 「ユニバーサルデザイン」とは、年齢や障害の有無などに関わらず、できるだけすべての人が利用できるように建築物や設備、生活空間などをデザインすることを指す。

5.3 マネジメントの実施方針

5.3.1 公共施設の管理に関する実施方針

(1) 総量の削減

①多機能化・複合化の推進

1つの目的に対して1つの公共施設を整備するという考え方を改め、稼働率や余裕スペースの状況などを検証しつつ、1つの公共施設で2つ以上の目的を果たすことができるように多機能化及び複合化を進めます。

②官民連携（PFI^{vii}、民間施設の活用）の推進

官と民が役割分担をして公共サービスを提供していくため、公共施設の整備、更新、維持管理及び運営に民間事業者の資金やノウハウを活用するPFI等の検討及び導入を図ります。

また、民間施設に公共施設の機能を移転するなど、施設を保有せずに公共サービスを展開する取り組みについても推進します。

③更新（建て替え）時の見直し

施設の老朽化などに伴い、公共施設を建て替える際はスケルトン・インフィル方式^{viii}による建設を基本とし、時代の変化に対応できるようにします。また、建て替えの際は、多機能化及び複合化の視点と、防災機能及びユニバーサルデザインを勘案するとともに、環境負荷低減の取り組みとして再生可能エネルギーの導入を検討します。さらに、同規模の施設を整備するのではなく、必要性の高い機能を提供する規模を基本として、総量の削減を図ります。

また、建て替え等により一定規模以上の公共施設を整備する際は、計画決定前に建設に要する投資的経費に加え、管理運営等に要する経常的経費を試算及び公表し、建て替えの是非についての議論を深めます。

④新設の抑制

公共施設の新設は、極力抑制することを基本とします。ただし、政策的に新設が必要な場合は、長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を検証して行うこととします。また、その際は、多機能化及び複合化の視点、さらにスケルトン・インフィル方式、ユニバーサルデザイン及び防災機能に留意する

^{vii} 「PFI」とは、Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理及び運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業運営のひとつ。

^{viii} 「スケルトン・インフィル方式」とは、建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。「スケルトン」は建物の構造体や共用設備、「インフィル」は個人専用の間取りや設備を指す。

とともに、環境負荷低減の取り組みとして再生可能エネルギー^{ix}の導入を検討します。

⑤広域連携の推進

他の自治体が持っている公共施設を自分のまちにも欲しいという発想や、まち単独で公共施設が担うすべての機能を保有すべきという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、複数の自治体で公共施設の機能を補完することができるように、近隣自治体と公共施設の広域連携の推進について検討協議します。

⑥資産の圧縮

前記①から⑤の視点で見直すことによって余剰施設が生じた場合は、有効的な活用策を検討します。他に有効な活用策がない場合は、施設の売却や解体撤去して用地を売却し、その収入を他の公共施設の建て替え及び大規模改修の際の財源に充てるなど、遊休資産の適切な活用と処分を推進します。

⑦行政サービス水準の確保

少子高齢化や人口縮減などの人口動態の変化に対応し、地区ごとの人口動態や住民ニーズを踏まえた公共施設の再編を進めます。

当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分留意していきます。

公共施設の見直しにあたっては、総量縮減は財源確保の1つの手段であるにとらえ、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。

(2) 既存施設の有効活用

①利用形態及び運営形態の改善

公共施設の設置場所や利用時間帯及び物理的・構造的な面から、稼働率が低い施設や維持管理コストが高い施設は、施設を見直す際に利用形態及び運営形態の見直しを行います。

②他用途への転用

利用形態及び運営形態の見直しを行っても問題の改善が見られない施設は、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用を行います。

^{ix} 「再生可能エネルギー」とは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーではなく、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

(3) 効果的・効率的な管理運営

①計画的な維持管理による長寿命化

大規模改修や更新（建て替え）の周期を長期化する「長寿命化」の視点をより重視して、計画的な予防保全を行います。

②官民連携（指定管理者制度^xの導入）の推進

本町では、既に14の施設に指定管理者制度を導入し、利用者の利便性向上などを図っています。今後も民間事業者のノウハウを活用し、町民ニーズに対応したより効果的・効率的なサービスを提供することを目的に、指定管理者制度の導入を推進します。

③使用料・手数料の見直し

使用料・手数料は公共施設を利用する者と利用しない者の公平性を確保する観点から、「公共サービスの対価」として受益者から応分の経済的負担を求めるものです。

本町では、適正な料金設定を担保するため使用料・手数料等の設定基準を作成し、3年ごとに見直しを行っています。今後も、受益者負担の適正化に努めます。

④防災対策の推進

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設が果たす役割が改めて認識されました。特に、発災直後から被災者を受け入れなければならない避難所となる公共施設については、電気・水道などのライフラインの確保が問題となりました。

このため、大規模改修や建て替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震化ばかりではなく、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮するものとします。

⑤耐震化の方針

耐震化されていない公共施設等は、耐震性を確保する必要があります。施設利用者の安全性確保のために、既存施設の耐震性能が不適格となっている建築物、避難所、防災拠点となる建築物及び福祉施設等について、特に重要度の高い公共施設等から優先的に行うなど、経費削減を考慮しながら推進します。

^x 「指定管理者制度」とは、地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体などに管理運営させる制度。

5.3.2 インフラ施設の管理に関する実施方針

(1) 社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化

①インフラ施設の適正配置

将来の少子高齢化や人口減少社会の進展による町民ニーズの変化に応じ、計画中の施設も含めた必要性の低いインフラ施設については計画の中止を含め、既存施設の整理・廃止等を検討するなど、本町の都市計画と整合を図りつつ、適正な規模及び配置を実現します。

②社会の要請など新しいニーズへの対応

時代の変化に合わせて、インフラ施設に求められる役割や機能も変化することから、施設の改修等において、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、各施設において新たに求められる機能や質の精査等、必要な検討を行い、利便性向上及び施設機能の強化を図ります。

(2) 安心・安全の確保

①メンテナンスサイクルの構築

インフラ施設の劣化や損傷は整備直後から始まり、その進行速度を正確に把握することは現段階でも困難です。各種法令に基づく適切な点検・診断を定期的実施することで、その劣化状況等を把握し、適切な対処につなげていくことが大切です。

引き続き点検・診断情報や対策履歴等を記録し、次期点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルの構築・維持に努めます。メンテナンスサイクルを通じて、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための長寿命化計画等を作成し、構造物等の維持管理を効率的、効果的に進めていきます。

②耐震化の方針

我が国は世界的にも災害が多い国とされており、耐震性能の確保は建物、インフラともに必須となっています。インフラ施設についても、耐震化されていないものの把握及び対応を順次進めていきます。特に、発災時において利用される道路やライフラインとなるインフラ施設については、優先的に耐震化を進めていきます。

(3) 中長期的なコスト管理

①予防保全型の維持管理の導入

厳しい財政状況下で必要なインフラ施設の機能を維持していくには、施設のライフサイクルコストを縮減し、予算を平準化していく必要があります。

このため、定期的な点検・診断により損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、インフラ施設の長寿命化を図り、費用負担が大きい大規模な修繕や更新をできるだけ回避する「予防保全型の維持管理」の導入を推進します。

②維持管理の容易な構造の選択等

新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、改修をはじめとする維持管理コストの縮減に努めるとともに、長寿命な材料を採用するなどインフラ施設そのものの耐久性の向上を図ります。

③新技術の導入

点検・診断や補修等に新技術を導入するなど、維持管理コストの縮減を図ります。

④官民連携

指定管理者制度や包括的業務委託のほか、インフラ施設整備、運営を一体的に民間事業者に委ねるPFI手法など、民間活力を活用したインフラ施設管理手法の導入により、効果があると判断される場合は、これらを積極的に活用し、町民サービスの維持・向上と経費節減を図ります。

5.4 マネジメントの実行

5.4.1 マネジメントの実施体制

(1) 推進体制の整備

公共施設等の管理を組織横断的に行うための管理部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備します。

①公共施設マネジメント推進体制

公共施設マネジメントの取り組みを推進するために、各課長等で構成する「政策調整会議」において全庁的な調整を図り、本計画の推進に取り組みます。

②職員意識の醸成

公共施設の再編成において、施設の管理は一義的に所管課が責任を持つこととなりますが、町民の生活全般に大きな影響を与えるものであることから、すべての職員が公共施設マネジメントに対する正しい理解のもと、全庁的な協力体制のもと、すべての職員が公共施設再編成の必要性を理解することが必要です。このため、職員の意識の醸成を図るため、公共施設再編成に関する意識啓発研修会を定期的を実施します。

③町民との情報共有

公共施設等の再編成を実行していくためには、町民の理解と協力が必要です。情報発信の方法を工夫し、情報の受け手である町民の理解を高め、情報共有に努めます。その際、根拠のある数値データを集めることはもちろん、要点を絞り込んだ情報発信、一時期に大量の情報を発信しないこと（少量の情報を数回に分けて発信）などに留意します。

④フォローアップの実施

公共施設等マネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル^{xi}（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

まず本計画に基づき個別施設計画を策定して実行し、その状況を評価し、次の展開へ向けて的確な見直しを行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。

^{xi} 「PDCA サイクル」とは、マネジメント手法の1つで、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実行し、業務を継続的に改善すること。

5.4.2 計画的・効率的な維持管理

(1) 施設現況の把握

①点検の実施

公共施設については、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、点検の履歴を記録し老朽化対策等に活かしていきます。また、町の公共施設の点検マニュアル及びチェックリストに基づき、施設担当者が当該施設の設備等の点検内容について理解するとともに、直接現場を確認することで説明責任を果たします。

②診断等の実施

インフラ施設については、個別の長寿命化計画等に基づき点検・診断を実施し、施設の安全性、耐久性を高めていきます。

(2) 施設情報の整備

①固定資産台帳の整備

本町では、かねてより固定資産台帳を整備し統一的な基準に基づく運用を進めています。今後も適正な固定資産台帳の整備・運用を図ることにより、中長期的な財政シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しにおいて、活用していきます。

②施設カルテ

公共施設再編成を実行する際には、多くの町民の納得が得られるよう、各公共施設に関する客観的なデータが必要です。このため、稼働状況や管理運営費用、建物の状態など、施設の費用対効果を示す客観的なデータを施設カルテなどの資料としてとりまとめ、適宜公表していきます。

(3) 計画的な予防保全と長寿命化の実施

①総合的かつ計画的な管理

総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長寿命化を図ります。

②ライフサイクルコストの算出

ライフサイクルコストとは、公共施設の建設から除却までの生涯にわたって必要な費用のことです。

その内訳は、建物の設計、建設費などの初期建設費であるイニシャルコストと、施設での事務・事業運営費用、光熱水費、設備点検・清掃費用、修繕、大規模改修・更新にかかるランニングコストがあります。一般的な事務所建物のイニシャルコストはライフサイクルコストの20%程度であり、ランニングコストは初期建設費の4倍以上の費用が発生するといわれており、当該コストの縮減が求められています。

本町では、公共施設等総合管理計画の見直しの時期に合わせてライフサイクルコストを算定します。計画的な予防保全・施設の長寿命化と合わせてライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取り組み、コストに関するデータを蓄積し、公共施設の量の見直しに活かしていきます。

5.5 施設分類別の基本方針

前期計画に定めた施設分類別の基本方針をベースに、今後も必要な対応を図っていきます。

5.5.1 町民文化・社会教育系施設

(1) 集会施設

各地区のコミュニティセンターや自治会館について、将来の更新時等に合わせた複合化による適正規模の検討や稼働率の低いスペース利用形態の見直し、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(旧)川上公民館は除却を図っていきます。

(2) 文化施設

余裕スペースの有効活用を図るとともに、民間活力の導入を検討します。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(3) 図書館

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(4) 博物館等

将来の更新時等に合わせた複合化による適正規模の検討や稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、民間活力の導入を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

旧小坂幼稚園（小坂町陶芸教室）は除却を図っていきます。

5.5.2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、余裕スペースを有効活用します。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(2) レクリエーション施設・観光施設

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、民間活力の導入を検討していきます。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(3) 保養施設

将来の更新時等に合わせた複合化による適正規模の検討を行うほか、余裕スペースを有効活用します。また、民間活力の導入を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.3 産業系施設

(1) 産業系施設

将来の更新時等に合わせた複合化による適正規模の検討を行うほか、余裕スペースを有効活用します。また、民間活力の導入を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.4 学校教育系施設

(1) 学校

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.5 子育て支援・保健福祉系施設

(1) 幼児・児童施設

引き続き余裕スペースの有効活用を図るとともに、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(2) 高齢福祉施設

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、民間活力の導入を検討します。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(3) 児童福祉施設

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(4) 保健施設

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.6 医療施設

(1) 医療施設

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.7 行政系施設

(1) 庁舎等

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(2) 消防施設

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(3) その他行政系施設

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.8 町営住宅

(1) 町営住宅

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、民間活力の導入を検討します。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

北あけぼの町営住宅、南あけぼの町営住宅、北つつじ平町営住宅、南つつじ平町営住宅、古苦竹単独住宅、南あけぼの単独住宅、イロハ住宅については、入居状況を見ながら一部の除却を進めていきます。

5.5.9 公園

(1) 公園

将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.5.10 その他施設

(1) 公衆トイレ

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

(2) その他

将来の更新時等において適正規模を検討するほか、稼働率の低いスペース利用形態の見直しを行います。また、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

旧小坂公民館十和田分館と旧七滝小学校プール管理棟は除却を図っていきます。

5.6 インフラ施設の基本方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

図表 インフラ施設の基本方針

インフラ施設	基本方針
道路	計画的な予防保全による長寿命化を図るほか、利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討していきます。
橋りょう	「小坂町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化を進めます。
上水道	利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む上水道施設の最適化を推進し、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。
下水道	利用需要に応じた計画の中止や廃止を含む、下水道施設の最適化を推進し、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。
防火水槽	将来の更新時等において複合化による適正規模を検討するほか、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

5.7 地域ごとの公共施設等のあり方

各行政区域に固執せず、相互に関連する公共施設等の立地や需要を総合的に考慮し、適切な公共施設等の配置を行います。

県あるいは近隣市町村との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

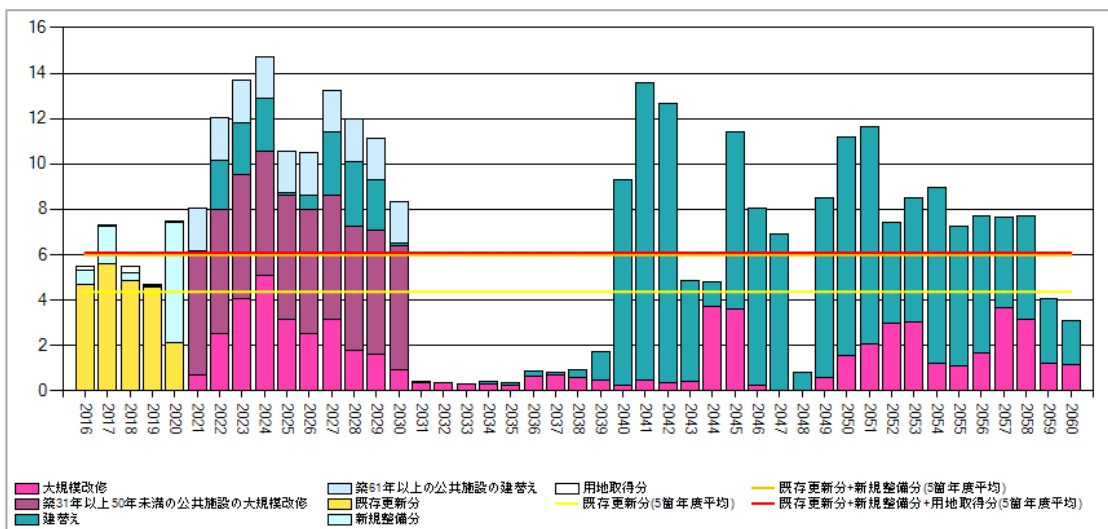
5.8 公共施設の除却目標の設定と除却した場合の推計

計画の進捗状況を定量的に把握するため、今後5年間における公共施設の除却目標を現在の総延床面積（72,233.00㎡）の6.4%程度（4644.8㎡）とします。

この除却目標を達成した場合の必要更新費用は40年間で348.4億円程度、その圧縮効果は13億円程度と見込まれます。

図表 除却目標を達成した場合の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成。

図表 今後5年程度において除却を予定する建物

建物名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
旧川上公民館	2,527.00	1974
旧小坂公民館十和田分館	1,743.00	1993
旧小坂幼稚園（小坂町陶芸教室）	303.00	1965
旧七滝小学校プール管理棟	71.80	1991

なお、以下の建物については、入居状況等を踏まえ、一部の除却を図っていきます。

図表 建物の一部の除却を予定する建物（参考）

建物名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
北あけぼの町営住宅	3,557.80	1961
南あけぼの町営住宅	3,209.60	1967
北つつじ平町営住宅	2,477.20	1965
南つつじ平町営住宅	668.00	1968
古苦竹単独住宅	89.20	1958

建物名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
南あけぼの単独住宅	57.90	1967
イロハ住宅	348.80	1960

このほか、以下の建物において改修を計画しています。

図表 今後5年程度において改修を予定する建物 (参考)

建物名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
小坂町交流センター	4,897.40	1989
七滝コミュニティセンター	639.76	1997
万谷自治会館	147.40	1978
総合博物館 郷土館	1,172.00	1981
小坂町屋内温水プール	1,253.76	1980
向陽体育館	1,880.00	1996
小坂町康楽館	1,097.25	1910
小坂鉱山事務所	2,596.00	1905
小坂小学校	5,879.00	1985
小坂町福祉保健総合センター (小坂デイサービスセンター)	227.00	1993
小坂町役場	4,747.00	1980
十和田ふるさとセンター	655.94	1984

5.9 フォローアップの実施

この計画の内容については、公有施設等マネジメントに関する庁内横断的な実施組織が主体となり、今後の地域の状況や財政状況の変化に応じて、適宜見直すこととします。

小坂町公共施設等総合管理計画

発行	令和4年3月
編集・発行	小坂町 〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41-1
TEL	0186-29-3901
FAX	0186-29-5481
URL	https://www.town.kosaka.akita.jp/index.html